

別記様式

### 入札及び契約状況表

番 号	3-3	工 事 ( 委 託 業 務 ) 名	ニセコ積丹小樽海岸国定公園五色温泉園地再整備工事			場 所	虻田郡ニセコ町字ニセコほか	種 別	森林土木
入札方法	(条件付) <b>制限付</b> 地域限定型	一般競争入札	-(公募型・簡易公募型・工事希望型・通常)指名競争入札・随意契約			一般競争入札 参加資格要件	<p>【入札公告】 入札に参加する者は、単体企業であって、(1)の要件をすべて満たしていること。 (1)単体企業の要件 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 発注工事の対応する令和2年北海道告示第815号に規定する電気工事の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。 ウ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 エ 競争入札参加等除外措置要領の規定により、競争入札等への参加を除外されていないものであること。 オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 カ 北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がA又はB又はC等級に格付けされており、かつ、契約履行可能地域に後志が含まれていること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。 ク 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は建設業法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。 ケ 後志総合振興局管内に主たる営業所(建設業許可申請書記様式第一号又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有するものであること。 コ 過去15年間(平成18年度(2006年度)以降)に、【入札説明書記説明】3の(1)のロに記載の工事の元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。 サ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りでない。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。 シ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。 ス 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</p>		
入札公告・指名通知日	令和3年(2021年)7月26日	入札執行日時	令和3年(2021年)8月24日 11時00分						
予 定 価 格	入札書比較価格	最低制限価格	低入札調査基準価格						
	16,368,000円	14,880,000円	14,338,269円	円					
入札参加資格者名 (入札業者名)	入札金額(単位:円)			摘要					
	第 1 回	第 2 回	第 3 回						
一宮建設株式会社	14,700,000			落札・落札率 98.8%					
指名したものの商号又は名称(契約の相手方の商号又は名称及び住所)を公表した日	令和 年 月 日								
資格審査不適格業者(非指名業者)名	理 由								
契 約 者 名	一宮建設株式会社	住 所	虻田郡俱知安町北3条西1丁目10番地						
契 約 金 額	16,170,000円	期 間	令和3年8月28日	～ 令和3年12月10日					
概 要	展望デッキ A=104㎡								

落札金額は、上記入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。

注 1 入札方法の欄には、該当する入札方法をマルで囲むこと。 2 入札金額欄には、必要に応じ「無効」、「辞退」等を記載すること。 3 摘要欄には、「落札・落札率〇〇.〇%」、不落随契約の記載をすること。  
4 落札率は、小数点第2位を四捨五入して記載すること。5 不要な欄等については、抹消して使用すること。6 この様式は、工事等の内容に応じ、適宜変更して使用すること。